

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令及び排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部を改正する政令案	
担当部局	国土交通省総合政策局海洋政策課	電話番号： 03-5253-8267 e-mail: tanaka-y2u3@mlit.go.jp
評価実施時期	平成24年11月2日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>規制の目的 1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書V（船舶からの廃物による汚染の防止のための規則）の改正に対応するもの</p> <p>規制の内容 船舶からの船員の日常生活及び船舶の通常活動に伴い生ずる廃棄物の排出基準の改正（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第4条及び第4条の2）</p> <p>規制の必要性 1. 船舶の航行において、船舶から廃棄物を海洋投棄する行為に対して適切な規制が設けられないことは廃棄物による海洋汚染につながる。 2. そのため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」において、原則船舶から廃棄物を海洋投棄することは禁止しており、海洋環境に影響を及ぼすおそれがないと評価されたものは、排出海域等の基準に従い海洋投棄が一部認められているところではあるが、海洋環境の推移により当該評価は適切なものとなるよう検討する必要がある。 3. このため、関連する国際条約の動向に注視し、国際会議で議論、採択された当該評価に基づき、我が国においても同様な規制となるよう対応していかなければならない。 4. 海防法施行令第4条及び第4条の2について、条約の基準改正に沿った所要の改正を行う。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第4条及び第4条の2（船員の日常生活及び船舶からの通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出の規制）
想定される代替案	規制の内容については、我が国において独自に条約と異なるものを設けることはできないため、代替案はなしとする。	
規制の費用	費用の要素	
	（遵守費用）	それまで排出できていたものができなくなることから、それらの陸上処分のための費用が必要となり、新たな遵守費用として生じる。
	（行政費用）	なし
（その他の社会的費用）	なし	
規制の便益	便益の要素	
	国際基準に則った基準を我が国の船舶が遵守することにより、条約違反を回避し、諸外国周辺の海域において船舶の運航が阻害されるおそれなくなり、その場合の経済的損失を回避することができる。	
政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	一部の廃棄物の陸上処分費用と運航を阻害されたときの経済的損失を比較すると、前者の負担は大きなものとはならないと考えられ、国際条約不履行による我が国の海事分野におけるプレゼンスの低下を招くおそれがあることから、規制を行う方が結果的に優れている。	
有識者の見解その他関連事項	特になし	
レビューを行う時期又は条件	船舶による海洋汚染の防止のための規制については、国際会議で議論され、条約として反映されるものであり、効果について我が国のみで検証することは不可能であるため、国際的動向を踏まえて必要に応じて検討を行う。	

備考

